

平成29年8月9日  
産業政策部  
都市整備政策部  
みどりのみず政策担当部

世田谷区生産緑地地区を定めることができる区域の  
規模に関する条件を定める条例（案）について

（付議の要旨）

生産緑地法の一部改正に伴い、生産緑地地区の面積要件を引き下げするため、「世田谷区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」を制定する。

1 主 旨

世田谷区では農地保全の観点から、平成28年度末時点で517地区（約89ha）の農地を生産緑地地区として指定しており、良好な都市環境の形成、都市農業振興等で区民に理解、信頼される都市農業の確立を目指して、農業振興・農地保全に関わる施策を積極的に取り組んでいる。また、都市農地の減少傾向にある中、区は、都市農地保全推進自治体協議会の会員として、都市農地の安定的な継続と都市環境・景観の保全のために法制度等の改善に向けた取組みも展開してきた。

こうした中、国では、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法を含む都市緑地法等の一部を改正する法律を平成29年6月15日に施行したところである。

これにより、生産緑地地区の面積要件にある一団で500㎡以上とする下限面積について、区市町村が条例によって300㎡まで引き下げることが可能となった。については、これまでの区の取組みを踏まえ、農地が持つ多面的機能の発揮を通じた農業振興と農地の計画的な保全を図るため、「世田谷区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」を制定し、下限面積を引き下げる。

2 これまでの経過（国及び国への動き）

平成28年10月13日	都市農地保全推進自治体協議会	国へ要望活動（農水省）
12月6日	都市農地保全推進自治体協議会	国へ要望活動（国交省）
12月19日	上記事項について区民生活常任委員会で報告	
平成29年4月14日	生産緑地法等の一部を改正する法律案（衆議院本会議可決）	
4月28日	生産緑地法等の一部を改正する法律案（参議院本会議可決）	
5月10日	政令にかかるパブコメ（6月8日まで）	
5月12日	生産緑地法等の一部を改正する法律の公布 省令にかかるパブコメ（6月12日まで）	
6月14日	政令の公布	
6月15日	生産緑地法等の一部改正する法律の施行 政令の施行・省令の公布・施行	

### 3. 生産緑地法の改正の概要（資料1参照）

※国土交通省都市局資料抜粋

（参考法令）

#### 【生産緑地法】

（生産緑地地区に関する都市計画）

第3条2 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項第二号の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域の規模に関する条例を別に定めることができる。

#### 【生産緑地法施行令】

（条例で農地等の区域の規模に関する条件を定める場合の基準）

第3条 法3条第2項の政令で定める基準は、300㎡以上500㎡未満の一定の規模以上の区域であることとする。

### 4. 条例（案）

資料2「世田谷区生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条件を定める条例」のとおり

生産緑地地区指定の面積要件に関して、小規模でも身近な農地をきめ細かに保全するため、生産緑地法第3条第2項及び生産緑地法施行令第3条に規定により、生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例として、生産緑地地区の区域の規模を300㎡以上とする。

### 5 今後の予定

平成29年 9月	区民生活常任委員会（条例案報告） 都市整備常任委員会（条例案報告） 第3回区議会定例会へ条例を提案
10月	条例の公布・施行 区のおしらせ等による周知